

安倍内閣の「集団的自衛権」の解釈変更に対する抗議声明

7月1日、安倍内閣は集団的自衛権行使のために憲法解釈を変更する閣議決定に踏み切った。集団的自衛権の行使は、憲法9条が守り続けてきた平和主義の放棄であり、戦争ができる国への転換を意味するものである。憲法9条を放棄し戦争のできる国づくりへむけた憲法解釈変更の閣議決定に強い怒りをもって抗議するものである。

集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である。日本政府はこれまで、集団的自衛権の行使は、「憲法上許されない」としてきた。

集団的自衛権の行使は憲法9条違反行為であり、憲法上許されない集団的自衛権の行使を時の内閣の判断で可能にするという行為は、国務大臣や国会議員に憲法を尊重し擁護する義務を定めた憲法99条「憲法尊重擁護義務」違反行為でもあり到底許されるものではない。

世界で武力紛争が絶えることがない中、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」するとした憲法9条は、日本だけではなく世界の国々にとってますますその意義を高めている。

私たちは、集団的自衛権の行使を可能とした閣議決定に断固抗議し、戦争放棄を謳った憲法9条の意義をあらためて確認するとともに、「差別を撤廃し、あらゆる人びとの人権を擁護することが恒久平和の基礎である」とした世界人権宣言の理念に立ち返り、平和と人権を脅かす今回の暴挙に断固抗議するものである。

2014年7月1日

一般社団法人 部落解放・人権研究所
代表理事 奥田 均